## 技術開発敵対 分類別 リストの見方

2018年4月30日 YKS特許評価株式会社

「 技術開発敵対分類別リスト | は、敵対的な審判 (無効審判や異議申立など) を、Y K S 技術業種分類・小分類ごとに一覧表にしたものです。

\*データ更新日において、10年以内に請求されたものおよび対象特許権が現存しているものを集計しています。また審判番号の新しい順に記載しています。



- ① 本リストの作成日と作成に用いたデータ更新日。
- ② YKS技術業種分類。小分類コード と 小分類名。
- ③ 本リスト上での整理番号。数字が小さいほど審判請求日(攻撃)が新しいものであることを表す。
- ④ 審判の種別。略称で表示。 各略称及びその内容は次のとおり。 「異議」= 異議申立 「一部異議」= 一部異議申立 「無効」= 無効審判 「一部無効」= 一部無効審判 「判定」= 判定
- ⑤ 特許庁に審判請求された審判に対して特許庁が付した審判の識別番号。
- ⑥ 審判請求を起こした会社(又は個人)の特定情報。証券コード、会社の名称(又は個人名)。 上場会社は証券コードを表記。未上場会社又は個人の場合は「未上場」と表記。証券コードおよび会社名又は個人名は審判請求時の名義表記のまま。 なお、連結子会社、関係会社と共同で審判請求した場合など請求人は複数となることもある。
- ⑦ 審判請求された会社(又は個人)の特定情報。証券コード、会社の名称(又は個人名)。 上場会社は証券コードを表記。未上場会社又は個人の場合は「未上場」と表記。証券コードおよび会社名又は個人名は審判請求時の名義表記のまま。 なお、審判請求された被請求人の対象権利が共同出願の場合など被請求人は複数となることもある。
- ⑧ 被請求人が請求人から審判請求を受けた対象権利の特定情報。
  - 「特許番号」= 特許庁から付与された特許の識別番号 「発明の名称」= 特許された発明の名称「YKS技術業種分類コード・名称」 = 当該特許が属するYKS技術業種分類コード及びその名称。一つの特許が複数の小分類に属する場合がある。
- ⑨ 審判結果の情報。各略称及びその内容は次のとおり。

   「不成立」= 特許権は存続している。
   「成立」=審判請求が成立し、無効審判の場合には特許権は消滅。判定請求の場合には請求人の申立通りの結論。
   「一部成立」=審判請求が一部で成立し、無効審判の場合には特許権の一部が消滅。判定請求の場合には一部成立はなし。
   「却下」=請求自体が成り立たなかった。
   「請求取下」=一旦請求したが、請求人の都合により審判等を取りやめた。
   「審判中」=特許庁において審理中であり、結論が出ていない。